

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解（示談）の相手方

柏原市民

2 事件の概要

区立中学校の教員が、保健体育の家庭学習用プリントの作成に当たり、著作権者である相手方の許諾を得ることなく、インターネット上で公開されていた相手方の著作物であるイラストレーションを誤って無断で利用した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事件により、相手方が被った損害11万円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和4年（2022年）2月28日

5 区の賠償責任

本件事件は、当該区立中学校の教員が著作権者である相手方の許諾を得ることなく、インターネット上で公開されていた相手方の著作物であるイラストレーションを誤って無断で利用したことにより発生したものであり、相手方の被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事件による相手方の損害額は、上記2のイラストレーションの無断利用に係る損害賠償金額11万円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

- (1) 当該区立中学校の校長から関係職員に対し本件事件について嚴重に注意を行うとともに、当該校長から学校内の職員全員に対し注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。
- (2) 教育委員会から当該区立中学校の校長に対し再発防止について指導するとともに、教育委員会から各区立中学校の校長及び各区立小学校の校長に対し注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。